

# 株式会社大川荘 株式の譲渡等について

平成17年4月28日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ株式、債権その他は一切なくなりました。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社大川荘

## 2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成16年5月17日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年7月13日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後、同年11月30日には機構等が対象事業者に出資を行う等、事業再生に取り組んできました。

本日、機構が保有する株式については、対象事業者の業務提携先である株式会社八幡屋との間で株式譲渡契約を締結し、譲渡を完了しました。

なお、機構が金融機関等から買取った債権につきましては、既に完済となっております。

## 3. 出資、債権額等

機構は、対象事業者に対する元本6,278百万円(\*)の債権を金融機関等から1,237百万円で買い取りました。この元本6,278百万円のうち、5,030百万円は機構が事業再生計画に沿って債権放棄を行い、1,239百万円は弁済を受け、9百万円は債権を対象事業者現物出資(D E S)しています。

機構は、この9百万円の現物出資により、議決権割合の10%に当たる普通株式を取得していましたが、本日、かかる普通株式の全てを譲渡しました。

\* 買取決定時に公表した買取債権元本額との違いは、担保不動産の処分弁済によるものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437